

最低制限価格の算定に係る算定率の変更について

本市では、令和4年度から建設工事において最低制限価格制度を適用していますが、ダンピング対策の更なる徹底に向けて、令和5年度から算定率を変更しますのでお知らせします。

- 1 適用対象工事 1件130万円（税込）以上の建設工事
- 2 変更後の算定率 非公表
- 3 変更後の算定率の適用日
令和5年4月1日以降に入札公告又は指名通知する入札